

「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」にみる デジタル庁で再構築されるマイナンバー制度

[1]なぜマイナンバー制度の「普及・利用拡大」ではなく「抜本的な改善」か

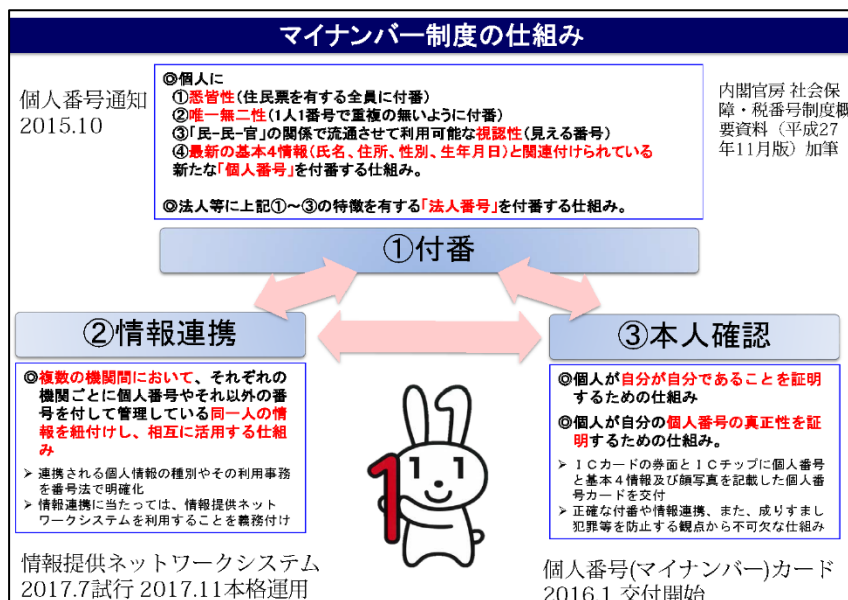
1) 低迷が続いたマイナンバー制度

マイナンバーカード交付、
マイナポータル利用、番号
提供、情報連携活用……

2) 普及、利活用も伸び悩み

政府が普及策として期待し
たコンビニ交付、「子育てワ
ンストップ(電子申請)」の
停滞

2019. 6. 4「普及・利活用方
針」(マイナポイント、健康
保険証利用、「交付円滑化計
画」等)→低迷



3) コロナ禍を利用した「ショック・ドクトリン」で抜本改善(再構築)をはかる

・「Society 5.0の実現を加速していくためにも、まさに、今回の危機をチャンスに転換し、政府としてワイス・スペンディングの考え方の下、デジタル・ニューディールを重点的に進め、社会変革を一気に加速する契機としなければならない」(2020.4.7「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」33頁)

・「今回の感染症対応において、マイナンバーシステムをはじめ行政の情報システムが国民が安心して簡単に利用する視点で十分に構築されていなかったことや、国・地方自治体を通じて情報システムや業務プロセスがバラバラで、地域・組織間で横断的にデータも十分に活用できないなど、様々な課題が明らかになった」(15頁) 「デジタル・ガバメントの基盤となるマイナンバー制度について、行政手続をオンラインで完結させることを大原則として、国民にとって使い勝手の良いものに作り変えるため、抜本的な対策を講ずる」(2020.7.17「骨太の方針2020」16頁)

・コロナ後のニュー・ノーマルへの移行四原則(2020.7.17「IT新戦略の概要」3頁)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20200715/siryous8.pdf>

- ① テールリスクを重視する ② 世界をリードする ③ 誰も取り残されない
- ④ 漸進主義ではなく、ショックセラピー型で抜本的に移行する

・デジタル・ガバメント関係会議マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG

資料=<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/egov/>

2020.6.23開始→2020.6.30「課題の整理(33項目)」→2020.12.11「報告(33項目)の再構成」

⇒詳しくは2021.1.9いらないネット学習会報告 <http://www.jca.apc.org/activist/?p=1666>

[2] 通常国会提出予定法案 (2021.1.15自民党デジタル社会推進本部次第より。太字は引用者)

※主に3～6が「WG報告」を受けた法改正。2月9日閣議決定。「整備法」は約60本の改正案の一括

通常国会提出予定法案(デジタル関連) (概要)

1. デジタル社会形成基本法案(仮称)【新法】
2. デジタル庁設置法案(仮称)【新法】
3. デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(仮称)【整備法】
(改正を子定する法律)
 - ・住民基本台帳法(個人番号カード所持者の転入手続の負担軽減及び利便性向上等)
 - ・地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(地方公共団体が指定した郵便局における電子証明書の発行・更新等の可能化)
 - ・健康増進法(住民が居住していた他の市町村に対する健康増進事業の実施に関する情報提供の求め)
 - ・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(電子証明書のスマートフォンへの搭載、本人同意に基づくJ-LISによる署名検証者への基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)等の提供)
 - ・個人情報の保護に関する法律(個人情報保護に関する法律と所管の一元化、医学・学術分野における現行法制の不均衡の是正)
 - ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(転職時等の使用者間での特定個人情報の提供、国家資格に関する事務等における個人番号の利用及び情報連携の実施、J-LISの個人番号カードの発行・運営体制の抜本的強化)
 - ・地方公共団体情報システム機構法(J-LISに対する国のガバナンスの強化)
 - ・民法、戸籍法、宅地建物取引業法、建築士法、社会保険労務士法等(国民の負担の軽減及び利便性の向上に資する押印を求める手続及び書面の交付等を求める手続の見直し) 等
4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案(仮称)【新法】
5. 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案(仮称)【新法】
6. 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案(仮称)【新法】

[3] どう作り替えようとしているのか (WG報告のポイント)

(1) J-LISを国の管理機関にして「国民総背番号制」化

- ・地方公共団体が共同で運営してきた「地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)」を、新たに国と地方の共同団体の管理に変え、デジタル庁と総務省で共管し、デジタル大臣と総務大臣が目標設定・計画認可し、改善措置命令に違反するとJ-LIS理事長を解任するなど、事実上、国管理化
- ・J-LISは住基ネットの全国センターやマイナンバーの生成、マイナンバーカードの交付システム、(10万円の定額給付金のトラブルで有名になった) 公的個人認証 (電子証明書)、そして情報連携用の全住民の最新の住民データを保管する「中間サーバープラットフォーム」を設置するなど、マイナンバー関連の個人情報を一手に管理
- ・地方公共団体共同のシステムであることは、「国民総背番号制」ではない一つの論拠だった
住基ネット新設の住基法改正審議で当時の小渕首相は、住基ネットは地方公共団体共同のシステムで国が管理するシステムではなく、…したがって国民に付した番号のもとに国があらゆる個人情報を一元的に収集管理する国民総背番号制とは異なると答弁(1999年6月10日衆議院地行委)。

(2) 行政機関での個人情報の共有の徹底・拡大、情報連携の仕組みの作り替え

- ・低調な情報提供ネットワークシステムの利用の徹底（児童手当、生活保護など）
- ・社会保障・税・災害という3分野以外への利用拡大
- ・行政事務全般（治安、外交等を除く）における機関別符号のみを利用した情報連携
- ・情報提供NWSと住基ネットを、照会への応答からプッシュ型の情報提供へ
- ・マイナンバー制度の情報連携のアーキテクチャーの抜本的見直し

(3) 国－地方で情報共有を容易にするためのシステム標準化と個人情報保護の一本化

<p>行政のデジタル化の鍵である</p> <p>1. マイナンバーカードの普及</p>	<ul style="list-style-type: none">● 令和4年度（2022年度）末には、ほぼ全国民に行き渡ることを目指し、普及策を加速● 市町村の「交付円滑化計画」の改訂により普及促進策や交付体制の強化を要請するとともに、各市町村の取組を支援。未取得者へのQRコード付き申請書の個別送付など申請促進に注力
<p>地方のデジタル化の基盤となる</p> <p>2. 地方公共団体の情報システムの標準化</p>	<ul style="list-style-type: none">● 地方公共団体に、国が定める標準仕様に準拠した情報システムの利用を求める法案を、次期通常国会に提出予定（※住民記録、地方税、社会保障等の基幹系システム）。国の主導的な支援により、令和7年度（2025年度）末までの移行を目指す● 標準化に伴う業務プロセスの見直しや行政手続のオンライン化などに計画的に取り組めるよう、国による指針・支援策等を内容とする「自治体DX推進計画(仮称)」を年内に策定
<p>個人情報保護とデータ流通の両立を図る</p> <p>3. 個人情報保護制度の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none">● 民間と国の行政機関の個人情報保護法制の一元化を検討。それと歩調を合わせ、地方公共団体の全国的な共通ルールを法律で設定する方向で検討● 次期通常国会に法案の提出を目指す

(4) 個人情報保護のためのマイナポータルを、APIを使った官民の情報共有のハブへ

- ・本来、マイナンバーで管理・提供される自分の情報を確認する個人情報保護のために作られたマイナポータル(番号法では「情報提供等記録開示システム」)を、マイナンバーで管理する個人情報を民間などに提供する仕組みとして利用し、デジタル政府・デジタル社会における個人、官、民をつなぐ「情報ハブ」に

※API（Application Programming Interface）＝ソフトウェアに外部システムとやりとりする窓口を作り、外部アプリとの情報連携を可能に（マイナンバーカードを使い本人同意）

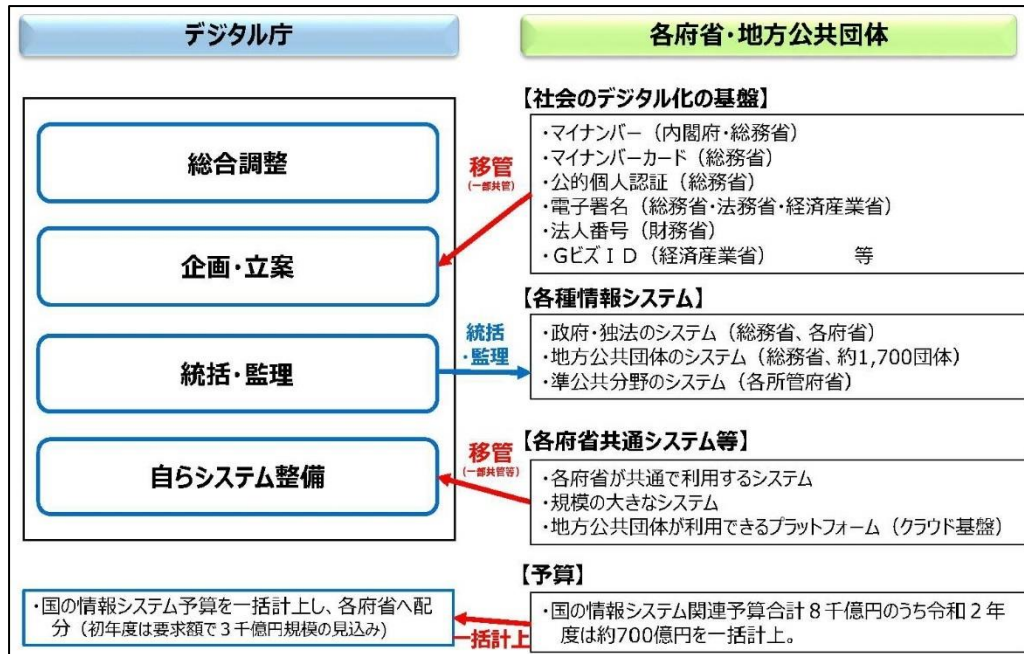
(5) 電子証明書のシリアル番号を使った「脱法マイナンバー」による官民の情報連携

- ・電子申請などに使うマイナンバーカードに内蔵の電子証明書を、本来の目的と異なり電子証明書の発行番号（シリアル番号）を個人を識別特定するIDとして利用し、官民のデータベースのIDとひも付けて管理
- ・必要な保護措置を講じないまま、法令で利用が限定されるマイナンバーの代わりに官民で利用「公的個人認証サービスの電子証明書のシリアル番号について、住民票コードと同様の告知要求制限を設けることとし、当該シリアル番号の告知要求制限の具体的な方法その他の保護措置についても引き続き検討していく。」（「社会保障・税番号大綱」47頁）となっていた。

(6) スマホとマイナンバーカードを使った生活・行動監視

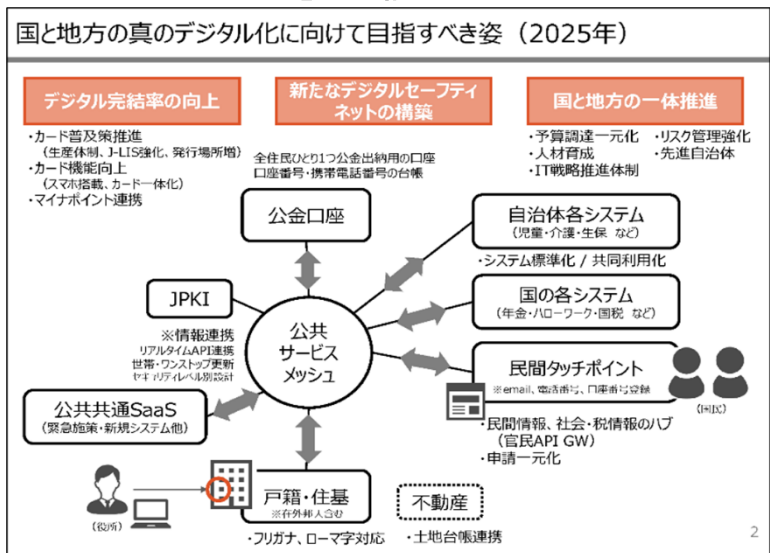
- ・あらゆる行政手続がスマートフォンから簡単にできる（デジタル・ファースト）
- ・マイナンバーカードの機能（電子証明書）をスマートフォンに搭載
 - 新たに「移動端末設備用電子証明書（署名用・利用者証明用）」を創設
- ・マイナポイントを自治体が多様なポイント給付事業を行う基盤に構築(マイキーIDとリンク)

(7) マイナンバー関連システムのデジタル庁での一括管理と「(仮称)Gov-Cloud」整備



(8) 2025年までに情報連携基盤（「公共サービスメッシュ」）の構築

- 行政機関間における情報連携の徹底。そのためデータの照会・提供だけでなく、プッシュ通知、更新を行うことができ、庁内連携・団体間連携・民間との対外接続に一貫した設計で対応できる仕組みを構築
- 中間サーバー等を介在させずにリアルタイムでシステム間のAPI連携ができる、柔軟かつ簡素な構成



[4] 制度発足時とは似つかないものに変質するマイナンバー制度

◆民主党政権下で作られたマイナンバー制度の特徴

- ・仕組み（付番＋情報連携＋本人確認）＋個人情報保護（マイナポータル＋個人情報保護委員会）
- ・利用範囲の法定……利用事務は番号法別表第一、情報連携事務は番号法別表第二に限定列挙
- ・行政内部での情報共有を重視……給付付き税額控除、総合合算制度など
- ・主目的は「真に手を差し伸べるべき者」へのきめ細やかで的確な社会保障

◆自民政権下で本格的にマイナンバー制度の再構築をしようとしている

- ・マイナンバーカードの普及・所持と利活用を重視（⇒2023年3月までに全住民に所持を目指す）
- ・電子証明書シリアル番号を個人識別IDとして利用する「脱法マイナンバー」的利用拡大を重視
- ・マイナポータルを個人情報保護の仕組みから官民の個人情報の提供（情報ハブ）の仕組みへ
- ・自助努力と収入資産に応じた社会保障（所得情報と社会保障の連携強化等、預貯金・不動産付番）